


第 4419 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月 9日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 還付申告の提出

Q：所得税の還付申告の提出期間が改正されたと聞きましたが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

還付申告の提出期間はこれまで、次のようになっています。

- ①サラリーマンのように確定申告義務のない者が源泉徴収税額等の還付を受けるための確定申告・・・その年の翌年1月1日から
- ②個人事業者や給与の収入金額が2,000万円を超える人などの確定申告義務がある者が行う還付申告・・・その年の翌年2月16日から3月31日まで

これが、昨年度の税制改正で確定申告義務がある者が行う源泉徴収税額、予定納税額の還付申告の期間が、その年の翌年1月1日から3月31日までに改正されたことから、今後は、早期に還付申告書を提出すれば、その分、早く還付が受けられることとなりました。

還付金の支払いは、申告書を提出した後、おおむね1ヶ月から1ヵ月半、e-TAXは3週間程度となっています。

還付金の受取は、預貯金口座（本人の口座に限定）へ振込による方法と最寄の郵貯銀行に出向いて受け取る方法があります。

